
こども・若者からの意見聴取について

1 こども・若者からの意見聴取に対する考え方

こども未来部では、こどもの意見表明や社会参画の機会を確保するため、昨年度策定した「青森市こども計画」において「施策や施設の運営に当たってこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討」を進めることとしたところ。

そうした中、令和7年3月に、こども家庭庁より「こども・若者の審議会等への参画に向けた基本的な考え方」について周知がなされ、各地方公共団体においても、こども・若者の意見反映・社会参画の取組を推進していくよう要請があった。

これらを踏まえ、各部局におかれましては、こども・若者からの意見聴取の取組として、

(1) 附属機関委員へのこども・若者の起用率の向上

(2) 青森市子ども会議の積極的な活用

をお願いしたい。

※こども・若者とは

「青森市こども計画」において、こども及び若者を以下のとおりとしている。

こども（0歳～概ね18歳まで）

若者（概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）

2 取組内容

(1) 附属機関委員へのこども・若者の起用率の向上

- ・関係団体へ委員の推薦を依頼する際は、女性の積極的な活用に加え、若者を優先的に推薦していただくよう働きかけを行っていただきたい。

- ・各附属機関で委員を公募する際は、大学生等の若者を優先的に選任できるように、選定基準において配慮していただきたい。（大学生枠を作る、若者への配点を高くする等）

※大学生等からの応募を希望する際の流れは、【資料2】をご確認ください。

(2) 青森市子ども会議の積極的な活用

- ・こども・若者からの意見聴取方法として青森市子ども会議を活用していただきたい。

※青森市子ども会議の活用については【資料3】のとおり

【参考】

- ・青森市附属機関委員へのこども・若者の起用率（令和6年5月末時点。あて職を除く）

30歳未満 0.7%（附属機関委員407人中3人）

40歳未満 5.2%（附属機関委員407人中21人）

～青森市附属機関委員へ大学生等からの応募を希望する場合の流れ～

◆公募開始までの動き

- 担当課において「依頼シート」を作成し、こども・若者政策課へ提出
↓
- こども・若者政策課で、依頼シートの内容を精査し、求める大学生等の要件について担当課と協議
↓
- こども・若者政策課から大学事務局へ連絡し、要件に該当する大学生等を担当する教授等（ゼミ担当教授等）へ繋いでもらう
↓
- こども・若者政策課と担当課で教授等を訪問し、附属機関委員の要件等を直接説明し、大学生等からの応募への協力をお願いする（※求める学生等の詳細な条件等についての問い合わせは担当課で対応）

◆留意事項

- 大学生等からの応募を希望されても、委員要件を満たす大学生等がない等の事由により応募がない場合があります。
- 担当課から提出される「依頼シート」に基づいて、要件を満たす大学生等が所属する大学を選定するため、早めの提出をお願いします。
- 大学へ説明・応募への協力を依頼しに行く際は、担当課職員も同行していただきます。
- 大学生等が選任された場合は、会議の場において意見を表明できるよう事前説明等の配慮をお願いします。

◆公募終了後の動き

- 大学生等が直接、担当課へ応募
↓
- 担当課において応募のあった大学生等が委員の要件を満たしているか判断（※複数の大学生等から応募があった場合は、より委員に相応しい大学生等を担当課が選定）
↓
- 担当課から大学生等へ連絡し、選任手続きを進める
↓
- 担当課からこども・若者政策課へ報告
↓
- こども・若者政策課から大学へ選任の報告（※選任されなかった場合も大学へ報告）

●大学生等とは、

大学生、大学院生、30代までの講師等

●選任された大学生等への配慮とは、

こども家庭庁が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」にこども・若者の声を聴く際のポイントがまとめられています。こども・若者政策課においても、令和7年度中にこどもの意見表明・参加に関するガイドラインを策定予定です。

～「青森市子ども会議」を活用する場合の流れ～

◆活用の流れ

- こども・若者政策課こども未来チームへ「意見聴取と行いたい計画や事業の概要」及び「意見聴取の実施時期」を連絡
- ↓
- こども・若者政策課で、子ども会議委員の日程等を確認し、活用の可否について連絡
- ↓
- 担当課において、子ども会議で使用する説明資料等を作成
- ↓
- こども・若者政策課と担当課で会議当日の流れ等について打合せ
- ↓
- 会議当日は、担当課から子ども会議委員へ説明を行い、会議のフォローを行う

◆青森市子ども会議

○青森市子ども会議とは

青森市子どもの権利条例に基づき、市政などについて、こどもが意見を表明し参加する場として設置している。対象者は、市内に在住または通勤・通学している小学校5年生以上18歳未満（高校在学中の場合は18歳以上でも可）のこどもたちで、令和7年度は全29名が参加している。

○活動内容

- ・青森市のまちづくり等について研究・活動し、市に対して意見を表明する。
 - ・子どもの権利の普及啓発のため、各種イベント等に参加し、PR活動を行う。
- ※4月～3月まで月1・2回、年間25回程度活動。

◆留意事項

- ※子ども会議委員は、小学生から高校生までのこどもたちで構成されるため、開催は原則として、週休日または祝日となります（長期休暇の際は、平日の開催も可能）
- ※学校行事等を避けて開催することとなるため、開催までに相当の日数を要することがありますので、聴取したい時期が決まっている場合は、なるべく早めに連絡いただくようお願いします。